

道州制推進本部 第3回本部員会議開催状況

日 時 平成16年8月9日(月)

10:30～

場 所 知事会議室(本庁舎3階)

1 開 会

2 本部長挨拶

3 議 題

(1) 「道州制特区に向けた提案(第1回)の具体化について」(案)

(2) その他

4 閉 会

【本部長挨拶】

- ・ 5月の経済財政諮問会議において、「道州制特区に向けた提案」についてプレゼンテーションを行った際に、国の地方支分部局との機能等統合といわゆる道内分権についてより具体的に示して欲しいとお話があり、各部において鋭意検討した。
- ・ 提案の具体化については、庁内的な議論だけでなく、道内の市町村長や経済団体等ともあらゆる機会を捉えて意見交換をさせていただいたところであり、さらに、道民の皆さんからも、提案の具体化の素案をお示した上でご意見をいただいているところである。
- ・ こうした取組みを通じていただいた様々な意見を踏まえて取りまとめた「道州制特区に向けた提案(第1回)の具体化について」(案)について、本日、この本部員会議において議論、決定をして、内閣府に提出したいと考える。
- ・ 以前から申し上げているとおり、国において早期に推進組織を設置していただき、道州制の先行実施に向けた取組みを一步でも前に進めることによって、道民の皆さんにも道州制の意義を実感していただき、道民の皆さんとともに取組みを進めていくことが重要である。
- ・ 道州制の先行実施に向けた取組みはこれからが本番であり、今後とも、庁内一丸となって進めていくとともに、全国知事会に設置される道州制研究会等とも連携しながら、北海道が全国の先陣を切って進めていくという気概を持って取り組んでいく。

【副本部長発言】


- ・ 各部においては、市町村からの意見を十分に踏まえた上で、道州制の先行実施に向けた取組みを進めていくことが重要である。
- ・ 道庁のあり方、支庁のあり方なども、併せて議論を進めていく必要がある。
- ・ 市町村や道民の皆さんとの議論を高めるとともに、各部内での道州制議論も活発に行っていかなければならない。

【協議結果】


- ・ 「道州制特区に向けた提案(第1回)の具体化について」(案)について正式に決定し、国に提出する。

【関係資料】

- ・ 「道州制特区に向けた提案(第1回)の具体化について」



道州制特区に向けた提案(第1回)
の具体化について
～ 国から地方へ、官から民へ～



平成16年8月

北 海 道

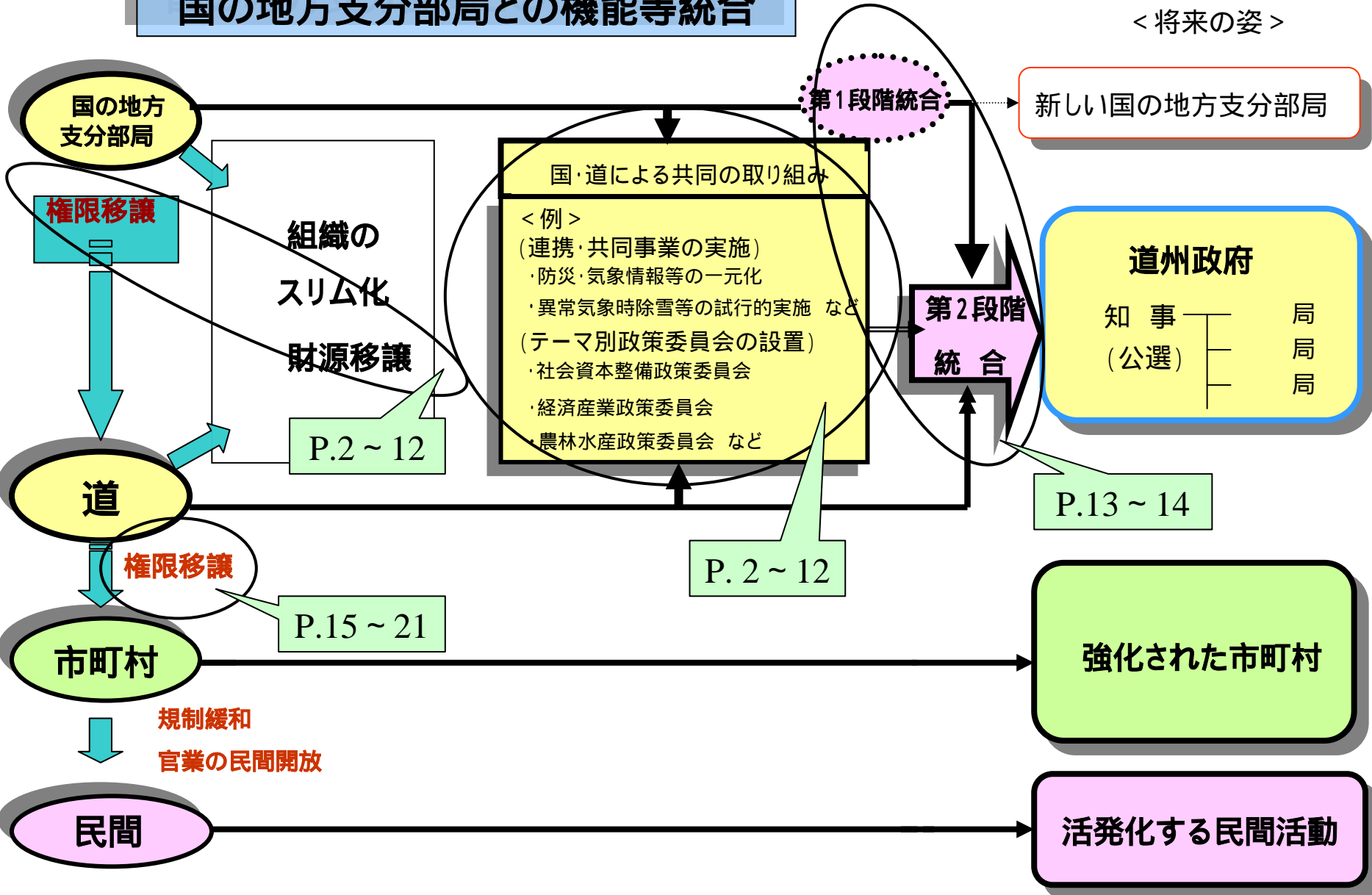
目次

1	道州制に関する北海道の取り組み	1
2	国の地方支分部局との機能等統合の取り組み	2
3	国の地方支分部局の統合及び道との統合	13
4	道から市町村への事務・権限の移譲に向けた取り組み	15
5	法令面での地域主権の推進	22
6	道州制北海道モデル事業の対象事業の拡大・補助基準の弾力化	23
7	道州制特区の工程表	24
8	推進組織	25
9	国の地方支分部局との機能等統合の内容 - 連携・共同事業	26
10	国の地方支分部局との機能等統合の内容 - 権限等の移譲	31
	<補足資料>	
	道州制における役割分担の考え方	34
	道州制推進プラン	46

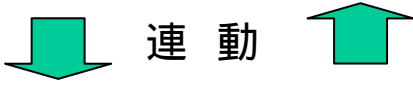
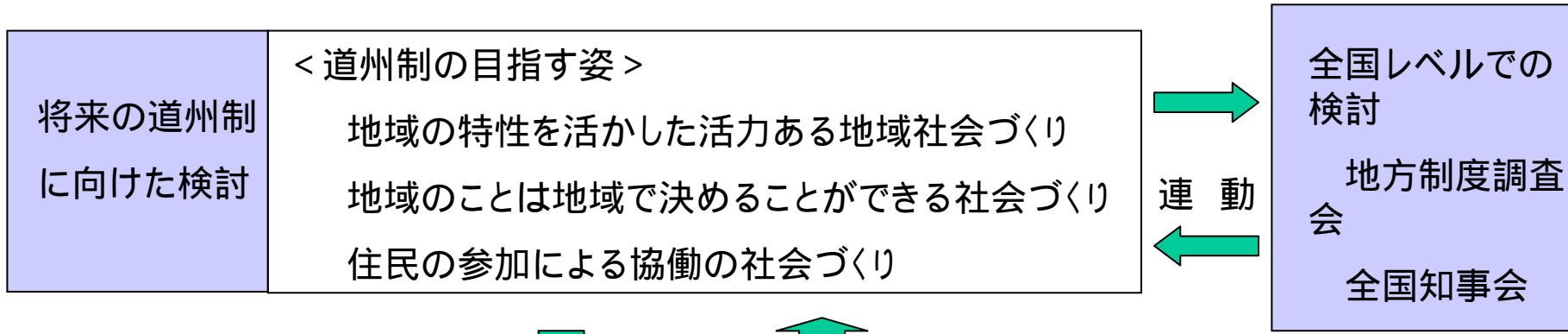
目次(イメージ)

国の地方支分部局との機能等統合

< 将来の姿 >

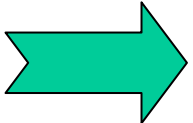


1 道州制に関する北海道の取り組み



**道州制の
先行実施** 道州制に向けてモデル的取組を積み重ねて、その効果を道民の方々に
実感していただき、道州制導入の意義が広く理解されることを目指す。

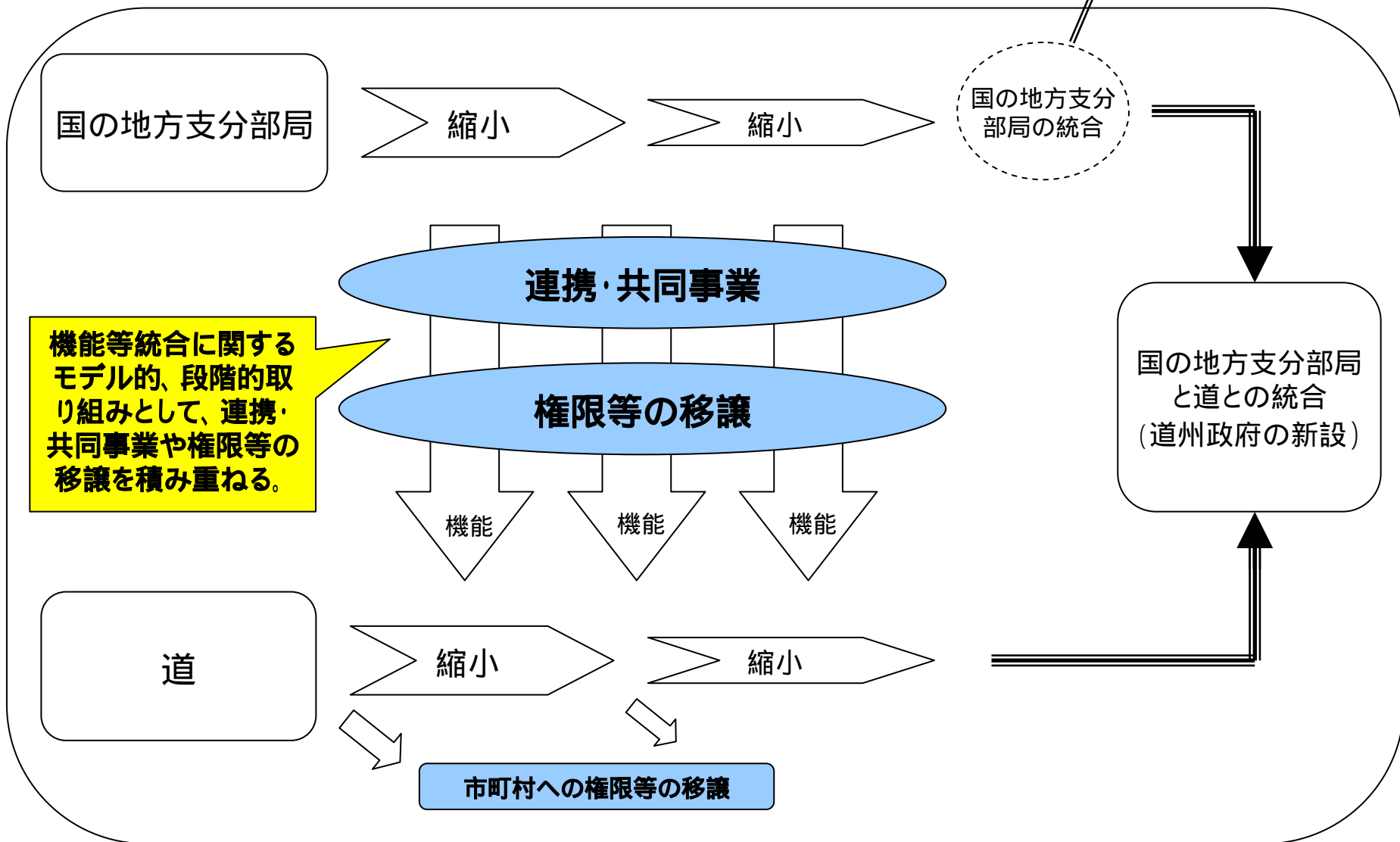
【ねらい】
(北海道の視点)
北海道の特性を踏まえた住民
サービスの充実
北海道経済の活性化と自立への
ステップ
(全国の視点)
国・地方を通ずる行財政改革の
推進
三位一体改革・規制緩和を加速



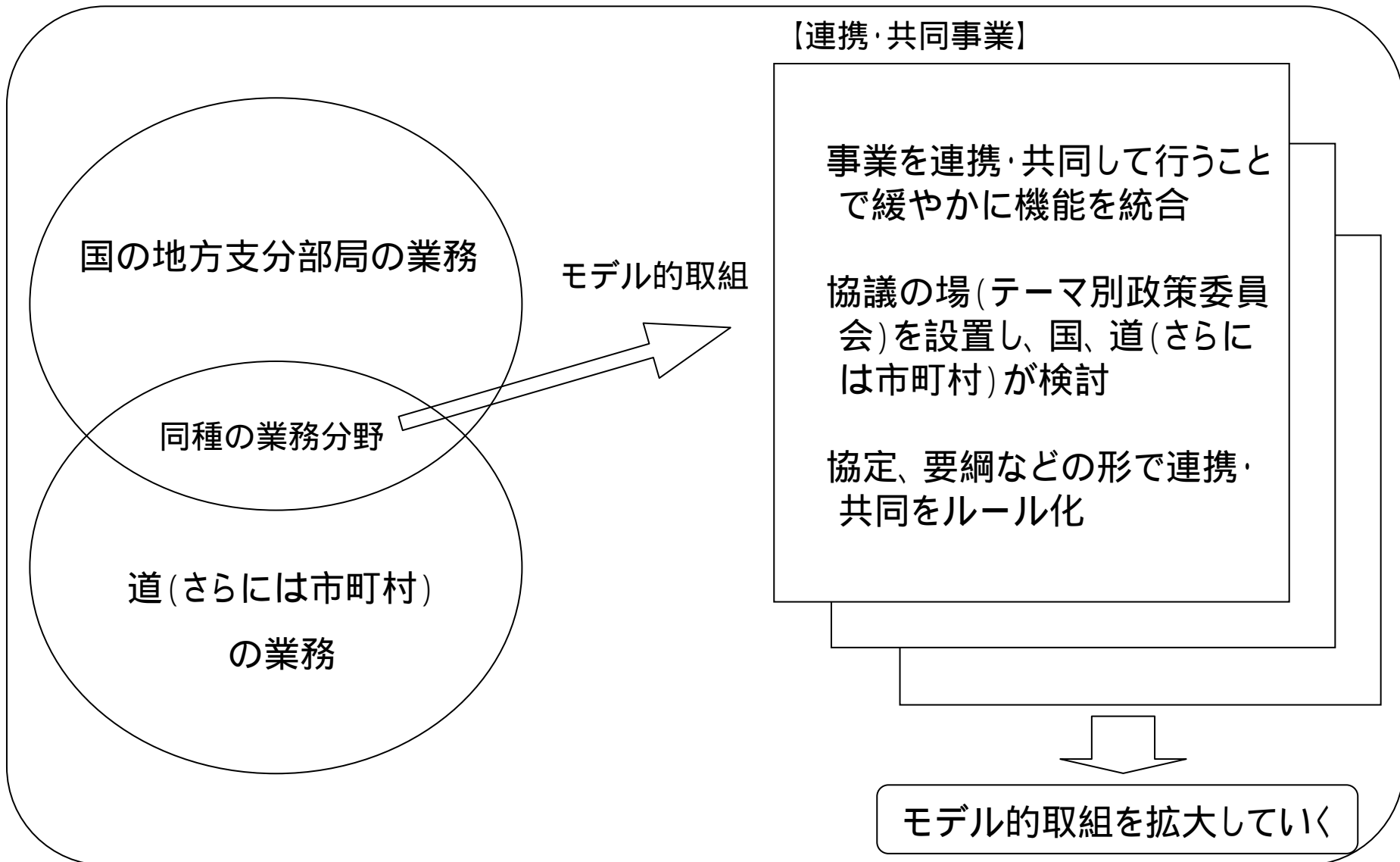
- 国から道への権限・財源の
移譲、規制緩和の推進
- 市町村への事務・権限
の移譲の推進
- 道州制モデル事業を活用した
社会資本の整備

2 国の地方支分部局との機能等統合の取り組み

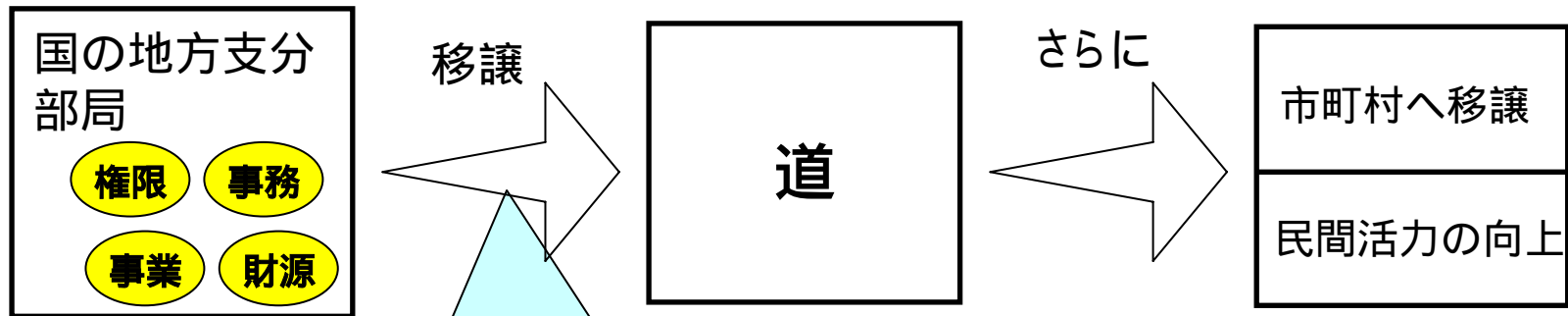
(1) 機能等統合のプロセス



(2) 連携・共同事業の考え方



(3) 権限等の移譲の考え方



(視点)

地域事情の反映

地域の実情に応じた業務の提供を推進する。

類似業務の一元化

類似する業務を一元化することにより、効果的・効率的に業務を提供する。

窓口の一本化

窓口等の一本化を図ることにより、住民の利便性の向上を図る。

権限等の移譲に係る3原則

1 権限プラス財源の一体移譲の原則

権限等は必要な財源とセットで移譲する。

2 自由度拡大の原則

権限等の移譲にあたっては、政省令等の制約を極力縮小し、より効果的・効率的に執行できるようにする。

3 組織のスリム化の原則

組織のスリム化を図るとともに、権限等の移譲に伴う職員の出向等は、移譲を受ける側の必要性に応じて行う。

(4) 連携・共同事業や権限等の移譲の対象機能の考え方

現在、国の地方支分部局が担っている機能

将来の道州制の下において、
道州又は市町村が担う機能

p.35-36
参照

p.41-45
参照

今回、連携・共同事業や権限等の
移譲を提案している機能

【考え方】

将来道州(又は市町村)が担うことが考えられる国の地方支分部局の機能のうち、道州制プログラムに掲げる6つのテーマに沿って、モデル的、段階的取り組みとなるものを提案。今後、さらに提案を積み重ねていく。

(5) 今回の提案内容

詳細はP.26～を参照

テーマ：子供や高齢者が元気に暮らせる地域社会

生活に身近な保健衛生に関する機能

今回の提案

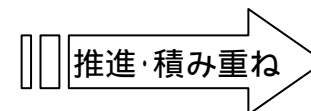
【権限等の移譲】

理容師・美容師・調理師養成施設の指定及び監督に関する機能

【北海道厚生局から道・保健福祉部】

総合衛生管理製造過程(HACCP(ハサップ))の承認等に関する機能

【北海道厚生局から保健福祉部】



地域医療の確保に関する機能

今回の提案

【連携・共同事業】

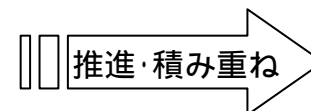
医師の臨床研修体制の充実

【北海道厚生局と保健福祉部】

【権限等の移譲】

公的負担医療等を行う指定医療機関(国が設立する病院等)の指定及び監督に関する機能

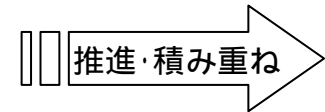
【北海道厚生局から保健福祉部】



地域交通の確保に関する機能

今回の提案)

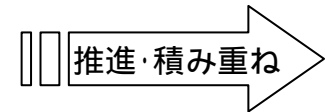
【権限等の移譲】
過疎地におけるNPO等に対する有償運送許可に関する機能
【北海道運輸局から企画振興部】



住民サービスの向上に関する機能

今回の提案)

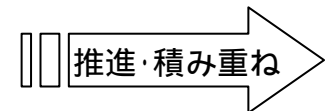
【連携・共同事業】
共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化
共同データベースの構築による法人設立届出の一本化
税務に関する相談や広報事業の共同実施
【国税局等と総務部等】



まちづくりに関する機能

今回の提案)

【権限等の移譲】
都市計画決定等の機能
【北海道開発局から建設部】



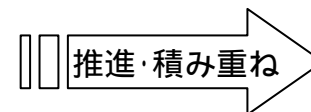
テーマ：豊かな自然環境をまもる環境重視型社会づくり

自然環境の保全・管理に関する機能

（今回の提案）

【連携・共同事業】
国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携
【自然保護事務所と環境生活部】

【権限等の移譲】
鳥獣法等に関する保護管理機能
【自然保護事務所から環境生活部】

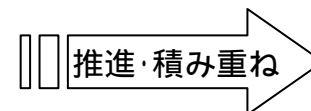


森林づくりの推進に関する機能

（今回の提案）

【連携・共同事業】
国有林と民有林が一体となった森林づくり
【北海道森林管理局と水産林務部】

【権限等の移譲】
民有林の整備に関する機能
【北海道森林管理局から水産林務部】



テーマ:冬や災害に強い地域づくり

冬や災害に強い地域づくりに関する機能

今回の提案)

【連携・共同事業】

異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施

【開発局と建設部】

国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化、共有化
防災体制や防災装備の一元的な管理・運用

【開発局等と総務部等】

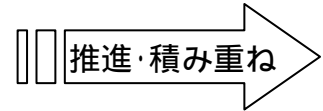
農作物被害調査の共同実施

【統計・情報事務所と農政部】

【権限等の移譲】

砂防施設の整備に関する一部の機能

【開発局から建設部】



テーマ:経済再建に向けた産業・雇用政策の推進

地域産業の振興に関する機能

今回の提案)

【連携・共同事業】

IT・バイオ産業クラスターの創出

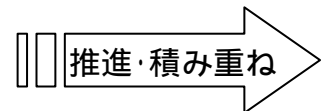
【経済産業局と経済部】

【権限等の移譲】

商工会議所法関係許認可に関する機能
新事業創出促進法に基づく創業者確認機能

中小小売商業の活性化に関する機能

【経済産業局から経済部】

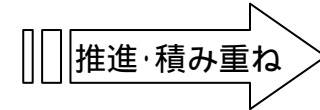


地域雇用の確保に関する機能

今回の提案

【連携・共同事業】
雇用創出に向けた連携の推進
各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携
【労働局等と経済部】

【権限等の移譲】
雇用創出関係助成機能
【労働局から経済部】



テーマ：世界に通ずる北海道観光の形成

観光の振興に関する機能

今回の提案

【連携・共同事業】
道路管理者が連携した案内標識の整備
【開発局と建設部等】
ビジット・ジャパン・キャンペーンに関する連携
【運輸局と経済部】
都市と農山漁村の交流推進活動の実施
【開発局等と農政部】



テーマ：日本の食・北海道を支える持続型農業、漁業の確立

安全・安心で安定的な食の生産に関する機能

今回の提案

【連携・共同事業】
国営農地再編整備事業の共同実施
【開発局と農政部】
米の生産調整業務
【農政事務所と農政部】
食育推進活動の実施
【農政事務所と農政部】

【権限等の移譲】
農業関係事業の実施の総合調整機能
【開発局から農政部】

推進・積み重ね

漁業の振興に関する機能

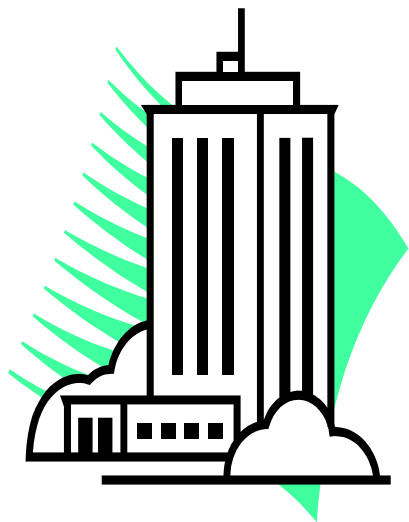
今回の提案

【連携・共同事業】
第3種・第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る事務の共同実施
【開発局と水産林務部】

推進・積み重ね

3 国の地方支分部局の統合及び道との統合

(1) 第1段階統合



<考え方>

ここに掲げているものは、将来の統合や業務調整が想定される地方支分部局の例であり、将来とも国が担う業務のみを行っている部局は除いている。

北海道総合通信局 建制順
北海道財務局
札幌国税局
北海道厚生局
北海道労働局
北海道農政事務所
北海道森林管理局(国営企業)
北海道経済産業局
北海道開発局
北海道運輸局
東・西北海道地区自然保護事務所 など

(仮称)北海道総合行政庁

(仮称)総合行政推進会議
(知事も参画)

総務部門

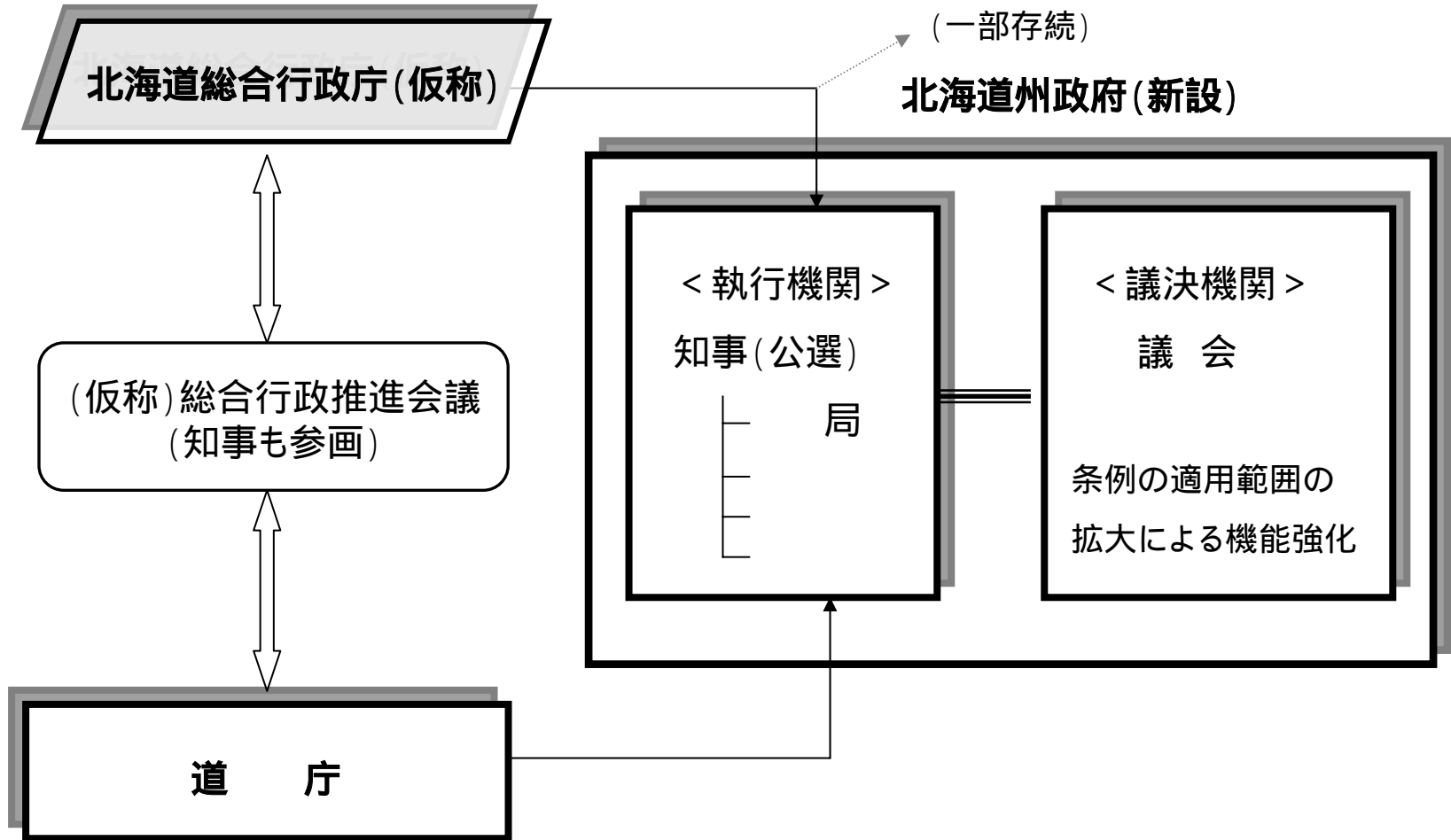
総務・出納部門は分離し、

出納部門

一括処理を目指す。

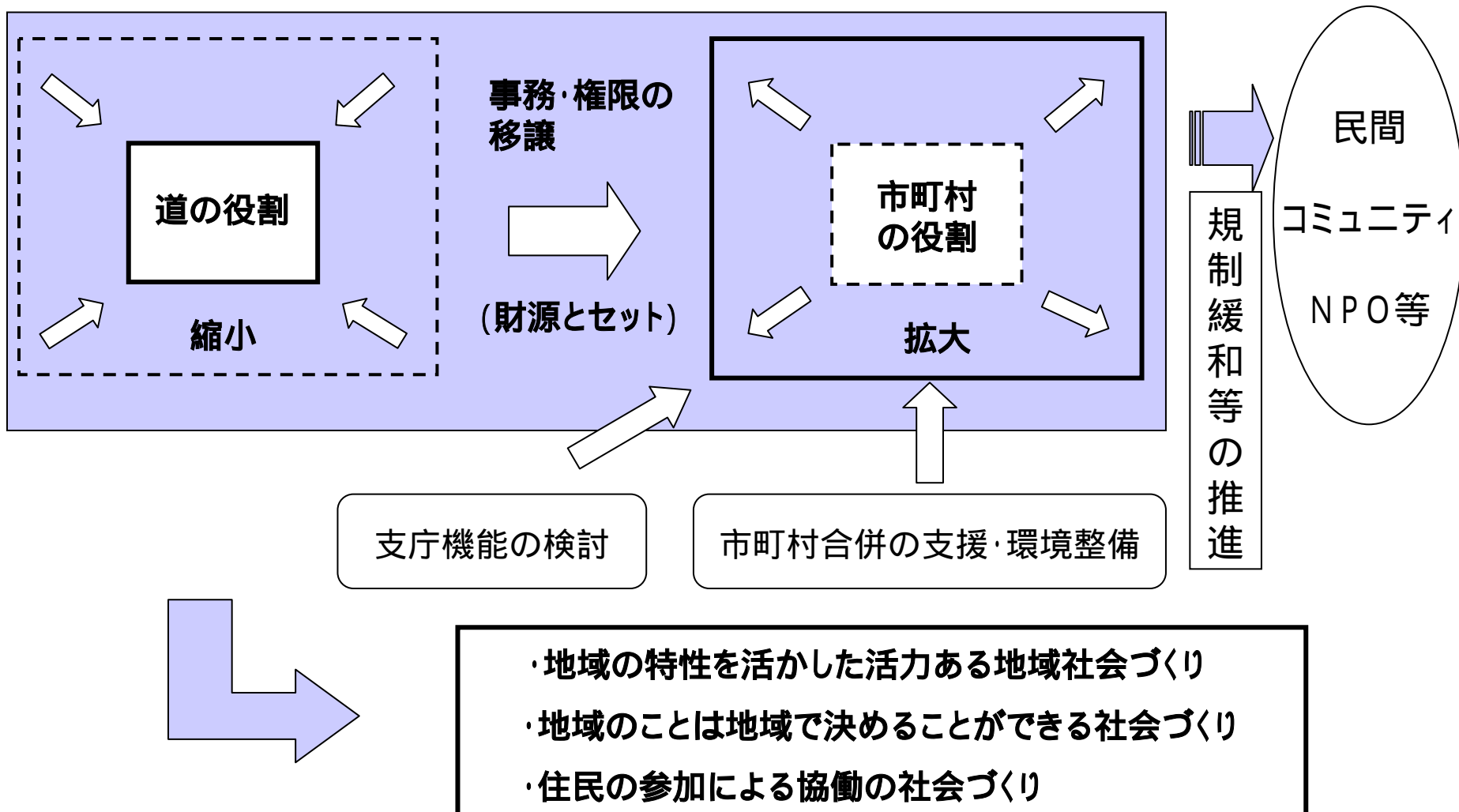
開発局、経産局、労働局、運輸局など

(2) 第2段階統合



4 道から市町村への事務・権限の移譲に向けた取り組み

考え方



道や市町村から民間・コミュニティ・NPO等への規制緩和などについて推進する。

(1) 道から市町村への事務・権限移譲などの進め方

平成16年度

事務・権限の移譲方針の策定

道州と市町村の役割分担を明示
市町村に移譲しようとする
事務・権限のメニューの明示
移譲に伴う人的・財政的措置および支援策を明示

市町村等との意見交換

平成17年度

支障要因なし

移譲協議

支援策

支障要因あり

法令上の制約などの解消に向けた取り組み

平成18年度以降

移譲

支庁制度改革の具体化

「支庁制度改革に関する方針」(平成14年11月策定)
「支庁制度改革の実施計画」(平成15年2月策定)

- 道州制などを見据えた長期的な視野に立った改革の方向性や進め方の検討
- 市町村への事務・権限の移譲と併せた支庁への権限委譲の検討
- 新たな支庁所管区域の設定に係る基本的な考え方の検討 など

自主的な市町村合併の推進

市町村合併支援本部の設置(平成13年10月)
市町村合併支援プランの決定(平成14年4月)

- 合併協議促進のための情報提供や助言及び人的・財政支援 など

- 平成16年度の検討を踏まえ、中長期的な支庁のあり方(機能、所管区域など)の具体的な検討

- 市町村合併に関する構想の策定及び推進

(2) 道州(広域自治体)と市町村が担う事務の分類基準

道州は基本的に下記の事務を担い、それ以外は原則としてすべて市町村に移譲

広域事務

市町村の区域を超えた対応が必要で、市町村間の水平的調整では対応が困難なもの

例示

一体的な行政対象の整備・管理(広域河川等)
散在する行政需要へのサービス提供(高校の配置等)
広く効果が及ぶ事業や施設整備(広域公園整備等)

移動する行政対象への規制(法人活動等)
統一的なネットワークの整備・運用(防災情報等)

連絡調整事務

市町村を包括する団体としての性格に係るもの

例示

広域的な計画の策定(都市計画マスタープラン等)
市町村の行政体制整備に対する支援(市町村合併の支援等)
国と市町村間の連絡調整【重要なものに限定】(国に対する要望等)

補完事務

高度な技術・能力を必要とし、市町村では負担が困難なもの
(水平補完で対応可能なものは除く。)

例示

専門性の高い高度な行政サービスの提供(専門的な試験研究等)
非常時の危機管理体制の整備(大規模災害への対応等)
公平・均衡の観点から一定の行政水準の確保(情報通信格差の是正等)

(3) 市町村の事務・権限

市町村の主な自治事務

生活	防災・消防 保健衛生	高齢者・障害者福祉・子育て支援 住民票、戸籍等の窓口サービス
人材	地域に密着した生涯学習、学校教育、社会教育、文化、スポーツ等の振興	
産業・雇用	地域の産業振興・雇用確保	
環境	環境対策、自然保護	
基盤	地域の社会資本整備(道路、公園、河川等) まちづくり、地域振興	

今後、道から市町村への移譲を検討する事務・権限(例示)

現在道が処理している事務・権限のうち、例えば下記などを含め、前頁の分類基準にしたがい、市町村への移譲を検討する。

- 高齢者・障害者福祉・子育て支援
 - ・ 保育所や養護老人ホーム等の設置認可 ・ 有料老人ホームの設置届の受理 など
- 保健衛生
 - ・ 薬局の開設許可、薬局医薬品製造業及び医薬品販売業の許可(保健所設置市) など
- 環境対策・自然保護
 - ・ 一部の有害鳥獣の捕獲許可 など
- まちづくり、地域振興
 - ・ 農地法に基づく権利移動や転用許可 ・ 都市計画法に基づく開発行為の許可 など
- 住民票、戸籍等の窓口サービス
 - ・ 一般旅券発給申請受理 など

(4) 市町村の規模・能力に応じた事務・権限移譲のあり方の検討

< 主な検討事項 >

道州制における大都市制度(政令指定都市)の検討

- ・ 大都市圏における広域行政のあり方
- ・ 大都市との役割分担 など

市町村の規模・能力に応じた検討

- ・ 中核市、特例市等への事務・権限移譲のあり方
- ・ 規模・能力別市町村との役割分担 など

(5) 道から市町村への事務・権限の移譲に当たっての留意事項

移譲は、市町村と十分協議し、同意を得たうえで行う。

権限等は必要な財源とセットで移譲する。

権限等移譲と人的・財政的措置とは、包括的に提示する。

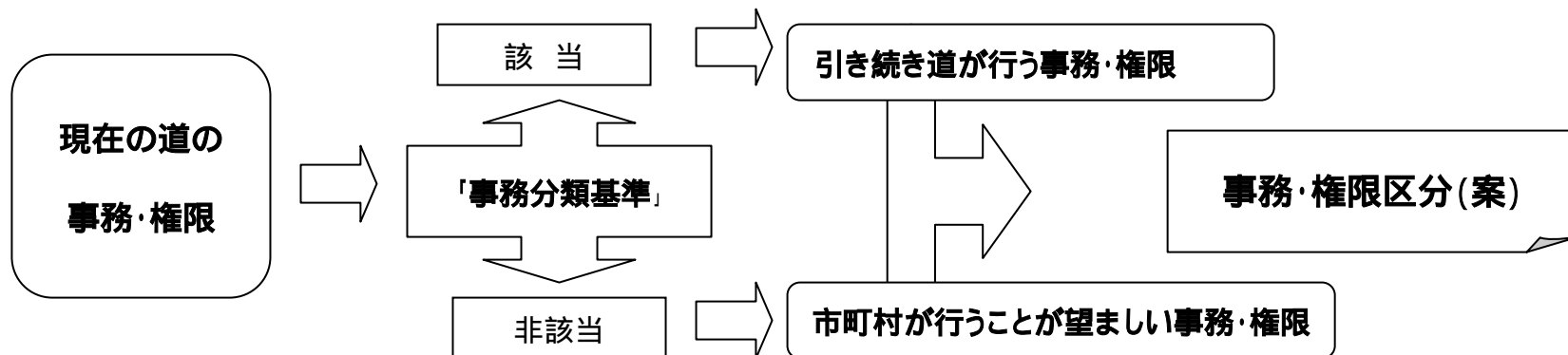
(6) 道から市町村への事務・権限の移譲方針の策定

道州と市町村の役割分担

現在の道の事務・権限について、市町村が行うことが望ましいものはすべて移譲することを前提に点検を実施

事務分類基準の設定及び事務・権限の区分

- ・道州(広域自治体)と市町村が担う事務の分類基準(以下「事務分類基準」という。)の設定
- ・「事務分類基準」に基づき現在の道の事務・権限を区分



市町村等の意見の反映

- ・道の事務・権限区分(案)に市町村等の意見を反映し、「道州と市町村の役割分担」を設定

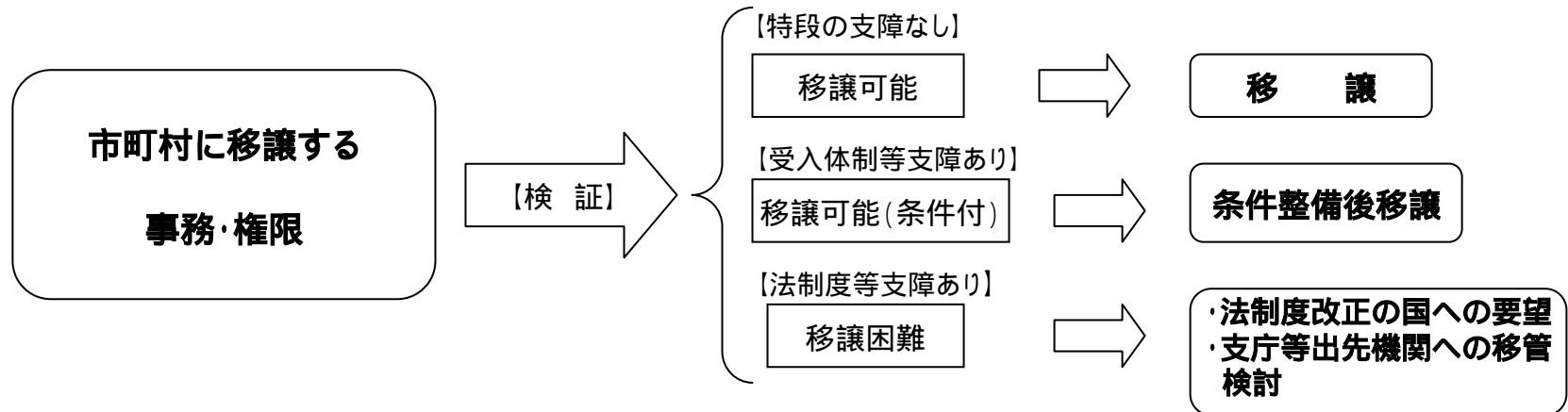


国から移譲される権限等について

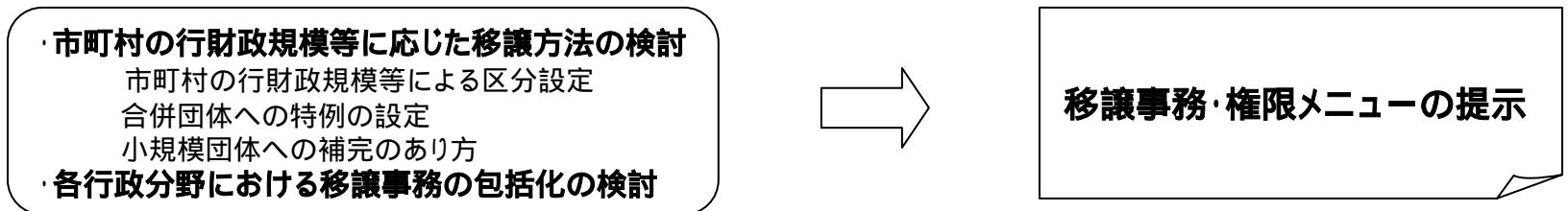
今後、国から移譲される権限等については、内容が明らかになった段階で、市町村へ移譲されるべきものを検討

事務・権限の移譲方法等の検討

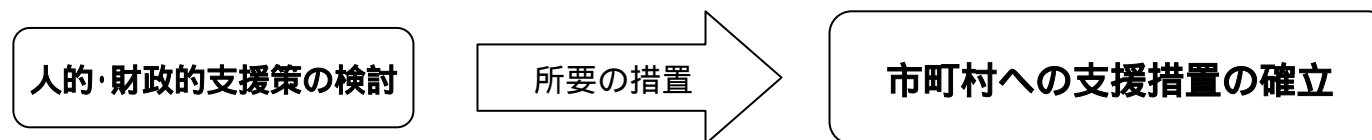
事務・権限の市町村への移譲に当たっての課題整理



事務・権限の移譲方法の検討



移譲に係る市町村への支援措置の検討



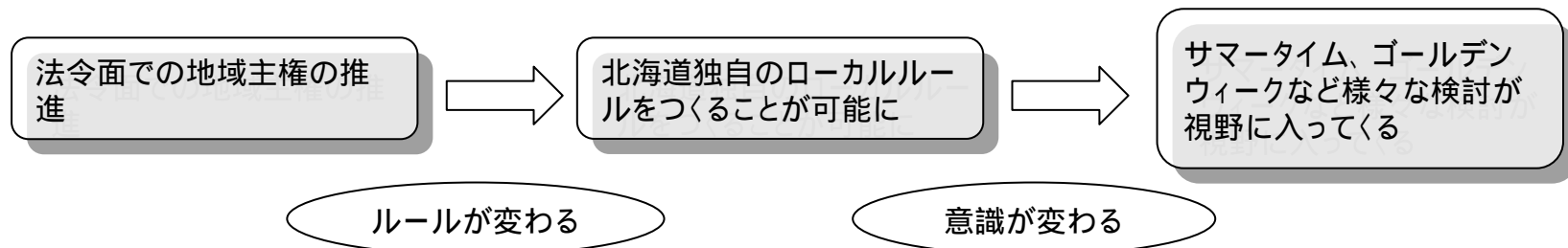
5 法令面での地域主権の推進

考え方

政省令等の適用範囲を縮小し、条例等によって基準等を設定できる範囲の拡大を図る。

条例適用範囲の拡大等による実現が考えられる道州制推進プラン提案事項

- ・幼稚園と保育所の一体的運営に向けた基準の緩和
- ・市町村立幼稚園の設置等の手続きの簡素化
- ・児童養護施設等における調理業務に係る規制緩和
- ・医師標準数の算定基準の設定権限の移譲
- ・自治体病院等再編整備に向けた病床基準の緩和
- ・地域の実情に即した介護サービスの指定基準等の緩和
- ・障害者支援費制度における事業者指定基準等の緩和
- ・狩猟鳥獣の種類、捕獲頭数、狩猟期間等の決定権限の移譲
- ・独自の猟区制度、狩猟免許区分、狩猟者登録区分の設定
- ・地域の実情に即した農地転用規制の緩和
- ・農地の権利取得後の下限面積要件の緩和
- ・農業生産法人が宿泊事業などを行うための農業関連事業範囲の拡大



6 道州制北海道モデル事業の対象事業の拡大・補助基準の弾力化

道州制北海道 モデル事業

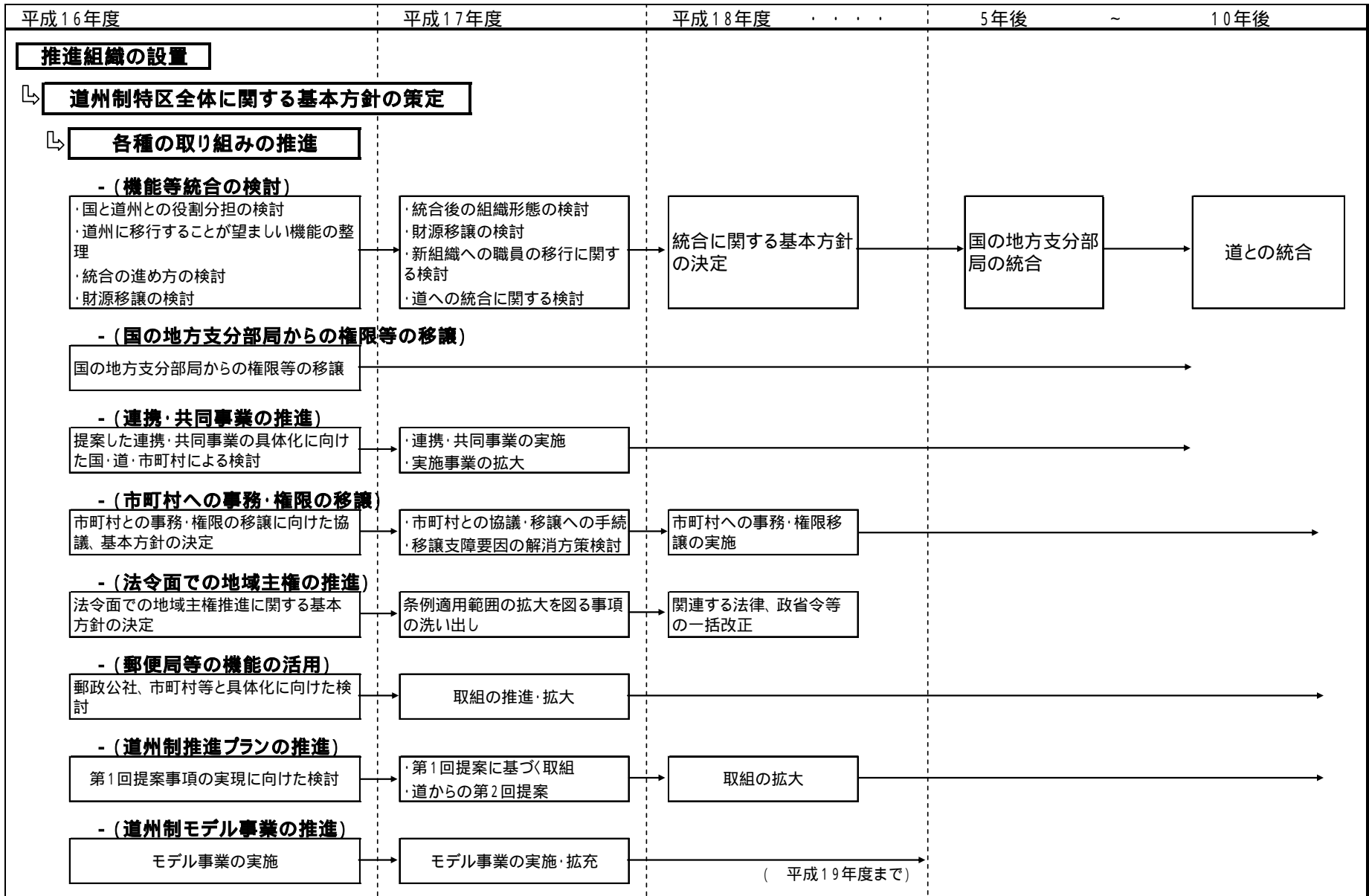
北海道開発事業費として計上されている補助事業を対象として、事業区分にとらわれずに、地方の自主性・裁量性を最大限に活かした広域的な地域づくりが可能となるよう試行的に創設された事業

補助基準の弾力化や対象事業の拡大に関して、次の事項について国に働きかけている

項目	概要	項目	概要
廃止済みごみ焼却施設の撤去	廃止済みごみ焼却施設の解体等に係る経費の補助対象化	簡易水道集中監視システムの整備	災害に強い水道施設整備を進めるための集中監視システムの整備の補助対象化
観光案内設備の整備	観光客の利便に資する案内・誘導・説明設備の整備に対する補助制度の創設	防災情報の共有化	補助対象は道路、河川等の個別の情報基盤整備事業等に限定されており、これらの情報の集約・共有化に係る補助対象化
観光情報ネットワーク構築	観光情報を効率的に提供するための基礎的調査・研究の補助対象化	橋梁補修事業	補助対象は路線ごとに下限値があり、緊急補修が必要な箇所の一括採択と下限値設定の撤廃
既存施設の有効活用	既存施設を有効活用するための基礎的データ整理とその解析の補助対象化	除雪連携シミュレーション調査	一定の降雪量を超えた場合、国、道、市町村が連携して除雪を行うため、役割分担や体制整備の調査に対する補助制度の創設

さらには、公共事業の枠を超え、企業育成や観光振興などに幅広く活用できるようにモデル事業を発展させていくことが必要

7 道州制特区の工程表



道州制特区推進本部(仮称)の設置

- 総理及び関係閣僚、北海道知事で構成 -

【道州制特区全体に関する事項の決定】

道州制特区推進本部幹事会の設置

- 関係省庁の局長、道の部長で構成 -

【国と道州との役割分担、機能等統合の進め方等の検討】

事務局

内閣府

又は

内閣官房

(道州制特区推進室
(仮称)の設置)

テーマ別政策委員会の設置

- 道と道内の地方支分部局等で構成 -

【連携共同事業の具体化や新たな取り組み等を検討】

9 国の地方支分部局との機能等統合の内容 - 連携・共同事業

事業名	関係機関等名	提案の内容	具体的な実施内容
1) 医師の臨床研修体制の充実	・厚生局 【保健福祉部】	・国と道の連携を一層強化し、臨床研修体制の充実、強化を図る。	・厚生局が行う「北海道ブロック臨床研修制度協議会」と道が行う「北海道臨床研修病院等連絡協議会」の一元化を図る。 ・学生向けの臨床研修病院説明会の開催や指導医講習会の開催、実態把握のための現状調査などを協力して進める。
2) 共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化	・各地方支分部局 ・市町村 【企画振興部】	・道内にある国の地方支分部局、道、道内市町村のオンライン申請のポータルサイトを一元化する。	・現在、国、道、市町村のそれぞれで電子申請システムの構築やそれぞれのホームページを使ったオンライン窓口の整備がすすめられているが、住民の利便性を高めるために、ポータルサイトを一元化し、一つの窓口からのオンライン申請を可能にする。
3) 共同データベース構築による法人設立届出の一本化	・国税局（税務署） ・市町村 【総務部】	・納税者の負担軽減を図る観点から、国と道が共同で法人届出情報に係るデータベースを構築し、どちらか一方に届出があればデータベースの追加・修正を行い事務が完了する仕組みを導入する。（将来的に市町村の参加も促す。）	・国及び道がオンラインによりデータの共有化を図り、届出を一本化する。
4) 税務に関する相談や広報事業の共同実施	・国税局（税務署） ・市町村 【総務部】	・国税、道税及び市町村税の税務相談の窓口を共同開設する。	・税務署、支庁税務課（道税事務所）、市町村がそれぞれ独自に行っていた税務相談を一元化するため、3税合同のコールセンターを設置し、相談を受け付ける。
		・3税に関する広報を共同実施する。	・税全般（かつ北海道に密着した内容）についての広報（TV番組の作成（税専門の番組）、広報紙の定期発行、3税のホームページの開設）を行う。

事業名	関係機関等名	提案の内容	具体的な実施内容
5) 国指定鳥獣保護区 管理員と道自然保護 監視員等との巡視 の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然保護事務所 <p>【環境生活部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国指定鳥獣保護区の利用員と道委嘱監視員等との連携による巡視を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の管理員と道が委嘱している監視員等が相互に巡視することにより、現地の巡視回数が増加し、違反等に対し、迅速な対応が可能となる。
6) 国有林と民有林 が一体となった森 林づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林管理局 ・ 市町村 <p>【水産林務部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域を単位とした国有林・民有林の一体的な整備や効果的な普及啓発を国と道で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「北海道森林づくりに関する覚書」(森林管理局長：知事)に基づき、森林づくりに関する各種取組に連携して取り組む。(森林機能向上検討会議(仮称)、災害復旧計画協議会(仮称)の設置。森林の観光資源化に向けた取組など)
7) 異常気象時にお ける国と道・市町 村の相互代行、受 委託等による除排 雪の試行的実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発局 ・ 市町村 <p>【建設部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異常気象時における国と道・市町村の除排雪について、相互代行、受委託等を試行的に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ E⁺地区を決めて、市町村単位等で市町村、国、道等からなる地域災害対策連絡協議会(仮称)を設置する。 ・ 協議会を発動する基準(孤立集落の発生、ライフライン被害の発生が予想されるとき等)を検討する。 ・ 協議会において、相互代行、受委託、除雪機械の無償貸与等の方法、除排雪の優先路線等、市町村、国、道の相互支援方法を事前に設定する。 ・ 現行制度の見直しが必要な事項(豪雪による幹線市町村道除雪事業補助の臨時特例措置の運用の緩和等)を整理、検討する。

事業名	関係機関等名	提案の内容	具体的な実施内容
8) 国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化	<ul style="list-style-type: none"> ・開発局 ・気象台等防災関係機関 ・市町村 【総務部】 【建設部】	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報や道路通行止めといった管理情報について、一元化・共有化を図るシステムを構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の迅速な収集と面的な把握を行う。 ・相互連絡体制を整備する。 ・北海道開発局、札幌管区気象台等防災関係機関及び北海道による防災情報の共有化を推進する。 ・被災回避に繋がる分かりやすい情報を住民へ提供する。 ・被害の拡大防止に繋がる地域防災意識高揚策を推進する。 ・市町村を含めた情報共有等を推進する。
9) 防災体制や防災装備の一元的な管理・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・開発局等 ・気象台 【総務部】	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制や防災装備の一元的な管理や運用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国と道が保有する情報の一元化、装備資機材の一体的運用を図ることにより、迅速・的確な現地対策を実施する。
10) 農作物被害調査の共同実施	<ul style="list-style-type: none"> ・統計・情報事務所 ・市町村 【農政部】	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害調査を国、道、市町村等が共同で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の被害状況の早期把握に向けて連携体制を構築する。 ・被害発生直後における被害状況、被害面積や被害量の把握、被害単価の設定など調査方法についての情報を交換し、共有化する。 ・適切な役割分担に基づく被害調査を効率的かつ的確に実施する。
11) IT・バイオ産業クラスターの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業局 ・市町村 【経済部】	<ul style="list-style-type: none"> ・国と道の密接な連携関係を一層強固なものとし、より効果的な行政サービスの提供に努め、経済活性化や道民福祉を向上させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオ産業行政協働会議の場を通じ、バイオ企業研究者に実効ある総合的協調支援を実施する。 ・北海道IT経営応援隊により、中小企業の経営革新をITの活用を通じて支援する。

事業名	関係機関等名	提案の内容	具体的な実施内容
12) 雇用創出に向けた連携の推進	・労働局 ・経済産業局 ・市町村 ・産業界 ・労働界 【経済部】	・国、道、市町村、産業界、労働界が連携し、地域の特性に応じた雇用創出に向けた連携 ・共同事業を実施するためのプログラムを作成する。	・北海道労働局、北海道経済産業局、北海道により、市町村、労使を含めた連携、共同事業の実施に向けたプログラムを作成し、地域の事情を踏まえた事業を実施する。
13) 各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携	・労働局 ・市町村 【経済部】	・国と道の連携を密にし、適材の雇用が可能な仕組みをつくる。	・企業誘致や雇用創出事業において雇用の場が創出された事業所において、ハローワークの広範なネットワークを活用して、Uターン希望者を含めた幅広い職業紹介を行う。
14) 道路管理者が連携した案内標識の整備	・開発局 ・市町村 【経済部】 【建設部】	・主要幹線道路から観光地まで一環した誘導を目的とした案内標識整備を実施する。 ・アクセス道路を管理するそれぞれの道路管理者と連携し、一体的な整備を実施する。	・統一的な整備方法、デザイン等を決定する。 ・地域の声を聞きながら誘導すべき観光地を選定する。 ・アクセスルートを設定し、道路管理者と計画を調整し、実施する。
15) ビジット・ジャパン・キャンペーンに関する連携	・運輸局 ・市町村 【経済部】	・外国人観光客の誘致施策の効率的かつ効果的な展開を図るため、ビジット・ジャパン・キャンペーンに係る連携を図る。	・「ビジット・ジャパン・キャンペーン北海道地方連携事業」を次の方向で実施する。 (年度末に策定する事業方針の共同作業化、先進的・モデル的事业に対する直接支援 など)
16) 都市と農山漁村の交流推進活動の実施	・開発局 ・農政事務所 ・市町村 【農政部】	・地域づくりやグリーン・ツーリズムの取組など、国や自治体が一体となって推進体制を整備し、総合的に推進する。	・交流に係る共通の情報ネットワークを構築し、道の駅等の拠点を活かしたPR活動や情報の発信、さらに、イベント等の共同開催などを効果的に推進する。
17) 国営農地再編整備事業の共同実施	・開発局 ・市町村 【農政部】	・国と道が国営農地再編整備事業(中山間地域型)を共同で実施する。	・当該国営事業のうち、区画整理の実施設計、工事、換地について共同で実施する。

事業名	関係機関等名	提案の内容	具体的な実施内容
18)米の生産調整業務	・農政事務所 ・市町村 【農政部】	・新食糧法に基づき米穀生産出荷団体等が作成する「生産調整方針」の認定に関する指導業務などを共同で行う。	・「生産調整方針」の適切な運用のため、農政事務所、道及び農業団体からなる新たな体制をつくり、密接な連携を図る。
19)食育推進活動の実施	・農政事務所 ・市町村 【農政部】	・「北の大地のめぐみ愛食運動道民会議」等の場で、食育及び農産物の消費拡大を共同で行う。	・道内における食育の取組みを加速するため、国と道が情報交換を密にし、相互の事業推進にあたっての一層の連携を図る。
20)第3種、第4種の特設漁港漁場整備事業計画策定に係る事務の共同実施	・開発局 ・市町村 【水産林務部】	・国と道の連携を深めて第3種、第4種漁港の効率的な整備を行う。	・計画策定や計画変更を行う際に開催する現地調整会議を国と道で共催し、第3種、4種漁港の計画資料の作成を共同で実施する。(現在は開発局(開建)が主催)

10 国の地方支分部局との機能等統合の内容 - 権限等の移譲

事 項 名	関係機関等名	内 容	目 的
1) 理容師・美容師・調理師養成施設の指定及び監督に関する機能	・ 厚生局 【保健福祉部】	・ 理容師・美容師・調理師養成施設の指定及び監督に関する事務を移譲する。	・ 道が行っている指定を行うに当たって必要な調査に関する事務と一元化を図り、効果的、効率的な業務の提供を図る。
2) 総合衛生管理製造過程（HACCP（ハサップ））の承認等に関する機能	・ 厚生局 【保健福祉部】	・ 総合衛生管理製造過程の承認に関する次の一連の事務を移譲する。 申請の受理 審査 現地調査 承認 承認後の監視指導	・ 道が行っている申請者の事前相談に関する助言・指導及び承認後の監視指導の事務と一元化を図り、保健所で実施することにより、効果的、効率的な業務の提供を図るとともに、道民の利便性を高め、食に対する安全・安心の充実を図る。
3) 公費負担医療等を行う指定医療機関（国が設立する病院等）の指定及び監督に関する機能	・ 厚生局 【保健福祉部】	・ 国（独立行政法人国立病院機構）が開設した病院若しくは診療所又は薬局について、次の法律に基づく公費負担医療等を行う指定医療機関としての指定及び監督に関する事務を移譲する。 結核予防法（34条） 母子保健法（20条） 児童福祉法（21条の9） 身体障害者福祉法（19条） 生活保護法（50条、54条の2）	・ 道が行っている国（独立行政法人）が開設した医療機関等以外の病院若しくは診療所又は薬局等についての指定及び監督に関する事務と一元化を図り、公費負担医療等の提供体制に関し、一体的な業務の提供を図る。
4) 過疎地におけるNPO等に対する有償運送許可に関する機能	・ 運輸局 【企画振興部】	・ 過疎地におけるNPO等に対する有償運送許可に関する事務を移譲する。	・ 地域の実情に応じた迅速な業務の提供を図る。
5) 都市計画決定等の機能	・ 開発局 【建設部】	・ 都市計画の決定に際しての大臣同意を廃止する。 ・ 都市計画区域マスタープランや区域区分に関する都市計画決定に当たり、必要となる農林水産大臣協議を廃止する。	・ 地域の実情に応じた都市づくりの進展を図るとともに、事務の迅速化、効率化を図る。

事 項 名	関係機関等名	内 容	目 的
6) 鳥獣法等に関する保護管理機能	・ 自然保護事務所 【環境生活部】	・ 北海道の特性に応じた野生動物保護管理制度の確立を図るため、次の権限等を移譲する。 危険猟法（麻酔薬）の許可権限 国指定鳥獣保護区内での捕獲許可権限（特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲のみ）	・ 地域の実情に応じた野生動物の保護管理を可能とするとともに、事務の迅速化、効率化を図る。
7) 民有林の整備に関する機能	・ 森林管理局 【水産林務部】	・ 民有林直轄治山事業を移譲する。	・ 道が実施している民有林補助治山事業と併せ、一元的に事業を実施することにより、流域一体として地域特性に応じた効果的、効率的な治山施設の整備を図る。
8) 砂防施設の整備に関する一部の機能	・ 開発局 【建設部】	・ 直轄砂防事業の一部について事務を移譲する。	・ 道が管理している砂防施設と併せ、一元的に事業を実施し、水系一体として地域特性に応じた砂防施設の整備を効率的・効果的に行う。
9) 商工会議所法関係許認可に関する機能	・ 経産局 【経済部】	・ 次の商工会議所法関係許認可事務を移譲する。 定款変更の認可（目的、名称、議員総会に関する事項、常議員会に関する事項、経理に関する事項など） 報告の徴収及び検査 勧告、解散の認可 など	・ 経産局と道が行っている商工会議所法関係許認可事務の一元化をはかり、事務の迅速化、効率化を図る。
10) 新事業創出促進法に基づく創業者確認機能	・ 経産局 【経済部】	・ 新事業創出促進法に基づく最低資本金規制特例手続きである創業者の確認業務を移譲する。	・ 道において支庁等も活用して業務を行うことにより、住民の利便性を高める。

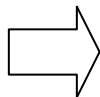
事 項 名	関係機関等名	内 容	目 的
11) 中小小売商業の活性化に関する機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経産局 【経 済 部】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく中小小売商業高度化事業計画（TMO計画）の認定及び変更認定等に関する事務を移譲する。 ・ 中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画に関し、法第4条第4項及び第5項に係る認定及び変更認定等に関する事務を移譲する。 ・ 次の補助金について、交付金化して移譲する。 <ul style="list-style-type: none"> 中小商業活性化総合支援補助事業 中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助事業 大型空き店舗活用支援事業 商業・サービス業集積関連施設整備費補助事業 中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助事業 中小商業ビジネスモデル支援事業 中小商業活性化創業等支援事業（商人塾） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道が実施している様々な中小小売商業の活性化に関する事業と併せ、一元的に事業を実施することにより、地域の実情に応じた効果的・効率的な事業の実施を図る。
12) 雇用創出関係助成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働局 【経 済 部】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の助成金事業を移譲する。 <ul style="list-style-type: none"> 自立就業支援助成金 地域雇用受皿事業特別奨励金 地域雇用開発促進助成金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道が実施している様々な雇用対策事業と併せ、一元的に事業を実施することにより、地域の実情に応じた効果的・効率的な事業の実施を図る。
13) 農業関係事業の実施の総合調整機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発局 【農 政 部】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発局が行っている地区採択申請や補助金交付申請等の経由事務を移譲する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省に直接申請等を行うことで、事務の簡素効率化を図る。

補 足 資 料

(1) 道州制における役割分担の基本的考え方

民間の役割と機能

- ・ 地域経済の活性化を牽引

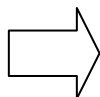


官から民への流れの加速

- ・ 行政との協働による活動範囲の拡大
- ・ 規制緩和等による活力の発揮

市町村の役割と機能

- ・ 地域における総合的な行政主体
- ・ 住民に身近なサービスを地域の实情に応じて提供

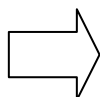


住民生活に密着した総合的な行政の展開

- ・ まちづくり、保健福祉、地域経済の振興、小中学校教育など

道州の役割と機能

- ・ 市町村と連携協力する自治のパートナー
- ・ 道州全体の発展に向けて広域的な機能を集中的に発揮

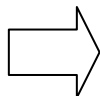


広域的機能の総合的・集中的発揮など

- ・ 産業、雇用、交通、社会資本整備等を一元化
- ・ 先端的な試験研究
- ・ 人材の確保(医療・教育分野)など

国の役割と機能

- ・ 国として本来果たすべきことなどに限定



主権国家としての存立に係るもの、

- ・ 一貫性を必要とするものなど
- ・ 外交、防衛及び安全保障、司法、国政選挙、通貨、国籍、全国的な治安維持など

(2) 現在国の地方支分部局が所掌する主な事務事業

国の省庁	地方支分部局		
	道内の地方支分部局名	左の機関の主な所掌事務	
内閣府	公正取引委員会	1 公正取引委員会事務総局北海道事務所	・独占禁止法 ・不当景品類及び不当表示防止法等の施行 など
	警察庁	2 北海道警察情報通信部	・警察通信施設の維持管理、その他警察通信 など
	防衛施設庁	3 札幌防衛施設局	・防衛施設の取得、管理など
	金融庁	(北海道財務局)	・金融機関のうち銀行、信用金庫、信用組合等に関する検査・監督など
人事院 総務省	4 人事院北海道事務局		・国家公務員の任免、給与、福利厚生など
	5 北海道行政評価局		・国の行政機関の事務に対する行政評価など
	6 北海道総合通信局		・情報通信技術の研究開発支援等 ・情報通信による地域振興（有線・無線施設の整備促進など）など
法務省	7 札幌矯正管区		・刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、 婦人補導院の運営の管理 など
	8 北海道地方更正保護委員会		・個別恩赦、仮釈放 など
	9 札幌法務局		・国籍 ・戸籍、登記、供託、公証 ・司法書士、土地家屋調査士 など
	10 札幌入国管理局		・出入国の管理 ・外国人の在留 ・難民の認定 など
	11 保護観察所		・保護観察の実施 ・犯罪予防を目的とする住民活動の助長 など
法務省	検察庁	12 札幌高等検察庁	・刑事事件の捜査、起訴・不起訴の処分 など
	公安調査庁	13 北海道公安調査局	・破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査 ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定 に関する調査、団体に対する観察処分の実施 など
財務省		14 北海道財務局	・財政融資資金の管理・運用 ・たばこ卸売販売業者の登録、たばこ小売販売業者の許可 ・塩製造業者、塩卸売販売業者の登録 など
		15 函館税関	・関税に関する船舶、航空機、旅客の取締り ・関税・内国消費税の賦課・徴収 ・貨物の輸出入に係る許可・承認 など
	国税庁	16 札幌国税局	・国税の賦課・徴収 ・国税に関する調査、検査、犯則の取締り など
厚生労働省		17 北海道厚生局	・各種国家試験（医師、歯科医師、薬剤師等） ・公費負担医療を行う医療機関の指定・監督等 ・各種養成施設の指定・監督 など
		18 北海道労働局	・労働保険事務組合の業務に係る監督 ・労働者災害補償保険事業、労働衛生 ・政府が行う職業紹介 など

社会保険庁	19 北海道社会保険事務局	・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の実施 ・政府管掌厚生年金保険の被保険者の資格、標準報酬、保険料徴収 など	
	中央労働委員会事務局	20 中央労働委員会北海道地方事務所	・不当労働行為の審査、調査 ・労働争議のあっせん、調停、調査 など
農林水産省	21 北海道農政事務所	・消費者保護、日本農林規格、品質表示基準 ・飲食料品・農畜産物の生産、流通、消費の増進、改善・調整 ・農産物等の安定供給の確保（買入れ、保管、売渡し）など	
	林野庁	22 北海道統計・情報事務所 23 北海道森林管理局(国営企業)	・農林水産業に関する統計 ・国有財産(企業用財産)としての国有林野の管理経営(経営計画の策定と計画に基づく伐採、造林、林道開設、国土の保全、森林管理、技術の開発・普及) ・民有林直轄治山事業 など
	水産庁	24 北海道漁業調整事務所	・水産資源の保存・管理、漁業の取締り、漁業調整、指定漁業等に係る許可、外国漁船等の寄港地の許可 など
経済産業省	25 北海道経済産業局	・各種産業の振興 ・環境・資源エネルギーに関すること ・電気・ガス事業に関すること など	
	資源エネルギー庁	26 北海道鉱山保安監督部	・石炭・石油等の鉱山における災害の防止、保安の確保、鉱害の防止に関する監督・指導 など
国土交通省	27 北海道開発局	・各種社会資本の整備 ・北海道総合開発計画の策定 など	
	28 北海道運輸局	・観光の振興、旅行業の登録、ホテル・旅館の登録 ・鉄道等の整備、トラック・バス・タクシー事業の許認可、安全等監査 ・自動車の登録、旅客定期船航路事業 など	
	29 札幌航空交通管制部	・航空交通管制、飛行計画の承認 ・航空通信施設・レーダー等の作業状況監視、工事・保守など	
	船員中央労働委員会	30 北海道船員地方労働委員会事務局	・船員の労働組合の資格審査 ・船員の労働関係に係る不当労働行為の調査、審査、事実認定 命令、船員の労働争議のあっせん、調停、仲裁 など
	気象庁	31 札幌管区气象台	・気象、地象、陸水象の予報・警報 ・観測データの収集・発表 など
		32 函館海洋气象台	・海上気象、海水象の予報・警報 ・観測データの収集・発表 など
	海上保安庁	33 第一管区海上保安本部	・海難の際の人命、船舶の救助、沿岸水域における巡視警戒 ・海上における暴動・騒乱の鎮圧、捜査、逮捕 など
海難審判庁	34 函館地方海難審判庁 35 函館地方海難審判事務所	・海難事件の調査、審判 など	
環境省	36 東北海道地区自然保護事務所 37 西北北海道地区自然保護事務所	・法に基づく国指定の自然環境保全地域の管理 ・国立公園の保護・整備、国指定鳥獣保護区の管理(開発行為等の許可)、利用のための活動の増進 ・国が定める希少野生動植物の保護 など	

(3) 道州制における国と地方の役割分担

国が所掌する事務

地方が所掌する事務

	国が所掌する事務	地方が所掌する事務
<p>国全体に関する基本制度</p>	<p>天皇・皇室 司法・立法 通貨 公定歩合、金融、資本市場、貿易 公正取引の確保、物価の統制 工業規格、度量衡、知的所有権、 国籍、税関、出入国管理 民事・刑事に関する基本ルール 全国的な電波監理 気象業務 地方制度、国と地方公共団体との間の 基本的ルール(道州間の財源調整を含む) 国の機関の組織(内部管理を含む) 税財政、国政選挙</p>	<p>今後、市町村への事務・権限の 移譲方針の策定等を通じ、道州と市 町村の役割分担を検討</p>
<p>生活</p>	<p>外交・防衛・安全保障 旅券 海難審判、海上保安、航空保安、その他 の全国的な治安維持 公的年金・公的保険(医療保険、介護保 険)、生活保護の基準の設定 医薬品の規制、医療従事者の資格その他 国民の生命・健康・安全に関する基準の設定</p>	<p>警察、防災・消防 自然災害への一元的、迅速な対応 高齢者保健福祉 子育て支援 障害者保健福祉</p>
<p>人材</p>	<p>基本的な教育制度の制定及び全国的な 基準の設定 特に高度で専門的な学術・文化</p>	<p>地域における生涯学習、学校教育、社会 教育、文化、スポーツ等の振興</p>

<p>産業・雇用</p>	<p>基本食料・資源・エネルギーの確保等 (食料・資源等の輸出入、食料自給など) 公的保険(失業保険)、労働基準 全国的な漁業及び水産資源の管理 外国漁船等の管理</p>	<p>道州の地域特性に即した産業施策 (各種産業施策を一元的、総合的に企画立案、推進) (農業農村整備事業、漁港などを一元的、総合的に整備・管理) 道州の地域金融政策の推進 (地域内への再投資、中小企業の育成に資する金融政策の推進など) 雇用対策(職業安定(職業紹介等)対策を地域が主体となって展開) 本道周辺海域の漁業及び水産資源の管理</p>
<p>環 境</p>	<p>地球規模の環境対策 全国的・国際的見地からの環境対策 (国立公園の指定、渡り鳥や希少種の保護など)</p>	<p>地域の視点からの環境対策 (各種環境施策の総合的な企画立案・推進) (地域が主体となって国立公園・道立自然公園等を一元的に管理) (民有林と国有林が一体となった森林づくり)</p>
<p>基 盤</p>	<p>全国を対象とする骨格的・基幹的な交通・通信基盤施設の整備・管理 (高速道路、新幹線など) 道州の区域を越える交通体系の調整、構築、交通の全国的安全基準の設定 全国的に影響を有する特に高度で専門的な科学・技術 国勢調査等の全国的な統計調査</p>	<p>道州の社会資本の整備を地域の視点から推進 (国道や道道、一級河川などを一元的、総合的に整備・管理) (砂防事業、海岸事業などを一元的、総合的に整備・管理) (都市公園の整備・管理) (港湾の整備及び運営) 道州の交通体系を主体的に調整、構築 (各種交通計画や交通施策を一元的、総合的に企画調整、推進) 道州内産業の活性化や道民の生活安定向上のための試験研究・研究開発 道州内における各種統計調査</p>

(4) 道州制における税財源のあり方

1 標準的な行政水準の確保

道州制の下での財政システムは、標準的な行政水準を確保した上で、コストとサービスの関係が見えやすく、地域の自由度の高い仕組みとなることが基本。

2 地方の裁量と自己決定権の拡大

国庫補助負担金による国の関与の大幅な縮小と所要の財源移譲を通じて、地方自らの判断で使える財源を増やし、地方の裁量と自己決定権の拡大を図ることが必要。

3 安定した財政システムの確立

自主的な財政運営が可能となるよう、一般財源による歳入の確保を基本に、税源の偏在が少なく安定した税収が確保できる地方税と地方交付税制度を組み合わせた財政システムの確立が必要。

(5) 道州制において国の地方支分部局が引き続き実施すると考えられる事務

通貨、公定歩合、民事及び刑事に関する基本ルール、公正取引の確保、金融、資本市場、貿易、物価の統制、工業規格、度量衡、知的所有権	北海道財務局 公正取引委員会北海道事務所 札幌法務局
国籍、税関、出入国管理 海難審判、海上保安、航空保安、 その他の全国的な治安維持	札幌法務局、函館税関、札幌入国管理事務所 函館地方海難審判所、第一管区海上保安部 札幌航空交通管制部、札幌高等検察庁、札幌矯正管区 北海道地方更正保護委員会、保護監察所、北海道警察通信部 北海道公安調査局、札幌防衛施設局
公的年金、公的保険、労働基準等	北海道社会保険事務局、北海道労働局(労働基準監督) 中央労働委員会北海道地方事務所
全国的な電波管理	北海道総合通信局
気象業務	札幌管区气象台、函館海洋气象台
麻薬取締	北海道厚生局(麻薬取締部)
資源・エネルギーの確保	北海道経済産業局
全国的な漁業及び水産資源の管理、外国漁船等の 管理	北海道漁業調整事務所
全国的な農林水産統計調査	北海道統計・情報事務所
国の機関の組織(内部管理)及び税財政等	人事院北海道事務局、札幌国税局、北海道財務局、 北海道行政評価局
高速道路等の整備・管理	北海道開発局

(6) 道州制においては道州又は市町村への機能統合が 考えられる国の地方支分部局の機能

国の地方支分部局の機能

関連する道の部局の機能

<p>北海道総合通信局</p> <p>情報通信による地域振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域情報化への支援、IT人材基盤の強化 ・ 情報通信の利用環境の整備 など 	<p>企画振興部 現在、道が実施している類似する事務</p> <p>地域情報化の総合的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種申請届出等手続きのオンライン化の推進 ・ 市町村における電子自治体化の促進 など
<p>北海道厚生局</p> <p>栄養士、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師、保育士などの各種養成施設の指定、指導監督</p> <p>食品衛生に関する承認・指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合衛生管理製造過程による食品の製造・加工に係る承認等 <p>国民健康保険の保険者、国保連合会への指導、監督事務</p> <p>老人保健法の規定による市町村等への指導事務</p> <p>介護保険法の規定による介護サービス事業者等への指導事務 など</p>	<p>保健福祉部</p> <p>栄養士、調理師、製菓衛生師試験及び免許交付事務 理・美容師養成施設の指定及び取り消しに関する調査事務</p> <p>保育士試験及び免許交付事務</p> <p>総合衛生管理製造過程承認施設の監視・指導及び申請に係る助言、指導</p> <p>国民健康保険に係る保険者等への指導、助言、監督事務</p> <p>老人保健法の規定による市町村等への助言、勧告事務</p> <p>介護保険法の規定による介護サービス事業者等への指導事務</p>

北海道労働局

職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業・
労働者派遣事業の監督
高年齢者・障害者の雇用の確保
地域雇用開発促進法に規定する地域雇用開発
に関する業務
男女の均等な雇用機会・待遇の確保
育児・家族介護を行う労働者の福祉の増進など

経済部

高齢者の雇用就業対策、障害者の雇用促進
地域雇用開発に関する業務
女性労働に関する業務
労働福祉に関する業務
人材の育成に関する業務 など

北海道農政事務所

消費者保護、飲食料品、農畜産物の生産、
流通、消費の増進、改善・調整
食品産業に関する業務
農林水産物の生産過程に係る安全性の確保
農産物の検査、日本農林規格、品質表示基準
トレーサビリティシステムの推進 など

農政部

農畜産物の生産・流通・加工の振興、消費の増
進
農畜産物の安全・安心(クリーン農業の推進、道
産食品独自認証制度等)の確保 など

環境生活部

JAS法の品質表示基準に関する業務 など

北海道経済産業局

各種産業(食関連産業、バイオ産業、サービス産業、情報処理産業、中小小売商業、製造産業環境産業等)の振興

中小企業振興対策、地域技術の振興施策

地域振興政策・産業立地の推進

総合的な省エネルギーに関する政策、新エネルギー等の開発・導入促進 など

消費生活の安全確保

公害の防止、環境保全、再生資源の利用促進、リサイクルの推進、容器包装の分別収集・再商品化の促進 など

経済に関する調査

経済部

各種産業(食品産業、サービス産業、情報産業、生活産業、商業、製造業等)の振興

中小企業の振興対策、産業技術の振興

産業の立地の推進

エネルギー対策の総合調整 など

環境生活部

特定商取引法等関係各法に関する業務

リサイクル関連産業の振興

各種リサイクル法に関する業務

苫小牧地域の公害防止に関する業務 など

経済部

経済動向に関する調査

北海道開発局

北海道開発に関する総合的な政策に係る計画に関する調査・調整・計画の推進

補助事業に係る助成、指導

1級河川(指定区間外)の整備・管理

直轄国道・開発道路の整備・管理

空港の整備(2種A空港、共用飛行場)

港湾の整備

水産基盤整備事業の実施(4種漁港、3種漁港)

直轄の土地改良事業の実施 など

建設部、農政部、水産林務部

市町村補助事業に係る指導、監督

1級河川(指定区間)、2級河川の整備・管理

道道の整備・管理

空港の整備(3種)及び管理

住宅、都市公園、下水道等に関する事業の実施

水産基盤整備事業の実施(2種漁港、1種漁港)

道営土地改良事業 など

北海道運輸局

交通機関の整備に関する基本政策の企画立案

観光の振興、旅行業・ホテル・旅館の登録

トラック事業の許可、安全等監査

バス事業、タクシー事業の許可、安全等監査、

自動車の登録、検査

造船事業、港湾運送、港湾運送事業の発展、

改善、調整 など

企画振興部、経済部

航空路線、国際航空路開設等の促進

・ 新千歳空港の国際拠点空港化の推進

・ 地方空港の国際化

地域交通対策の推進

・ 生活交道路線(バス路線)の維持

・ 離島航路、航空路線の維持

観光振興対策 など

<p>北海道森林管理局</p> <p>国有財産(企業用財産)としての国有林野の 管理経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営計画の策定と計画に基づく伐採、造林、林道 開設、国土の保全、森林管理 民有林直轄治山事業の実施 など 	<p>水産林務部</p> <p>道有林野の管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画の策定と計画に基づく伐採、造林、 国土の保全、森林管理 民有林補助治山事業の実施 など
<p>東北海道地区自然保護事務所</p> <p>西北北海道地区自然保護事務所</p> <p>法に基づく国指定の自然環境保全地域の管理</p> <p>国立公園の管理</p> <p>国指定鳥獣保護区の管理(開発行為等の許可)</p> <p>自然環境の健全な利用のための活動の増進など</p>	<p>環境生活部</p> <p>条例に基づく道指定の自然環境保全地域の 管理</p> <p>道立自然公園の管理</p> <p>道指定鳥獣保護区の管理(開発行為等の許可) など</p>
<p>北海道財務局</p> <p>経済・金融に関する調査</p> <p>地方公共団体への財政融資資金の貸付</p> <p>たばこ卸売販売業者の登録、たばこ小売販売業者の許可</p> <p>塩製造業者、塩卸売販売業者の登録 など</p>	<p>企画振興部</p> <p>経済動向に関する調査</p> <p>市町村の起債に対する許可</p> <p>経済部</p> <p>中小企業向け融資制度、勤労者福祉資金制度の運営 など</p>
<p>札幌国税局</p> <p>(国税)</p>	<p>総務部</p> <p>道税</p>

道州制推進プラン

子育て環境充実プラン



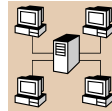
- ・幼稚園と保育所の一体的運営に向けた基準緩和
- ・子育て施設としての学校の利用要件の緩和 等

高齢者・障害者暮らし安心プラン



- ・医師標準数の算定基準の設定権限の移譲
- ・介護サービスの指定基準等の緩和 等

行政のワンストップサービス推進プラン



- ・税務に係る相談や広報事業の一元的実施
- ・共同データベースの構築・届出の一本化 等

野生動物保護管理プラン



- ・狩猟鳥獣の種類・捕獲頭数等の決定権限の移譲
- ・独自の狩猟制度、資格制度の創設 等

地域一体型除雪・防災プラン



- ・異常気象時における除雪体制の確立
- ・国と道の気象・河川・道路情報等の共有化 等

新事業・新産業創出プラン



- ・外国人研究者の入国・在留規制の緩和
- ・最低資本金規制特例手続きの実施 等

地域雇用環境創造プラン



- ・地域雇用開発促進法の地域指定等の要件緩和
- ・職業訓練科目における設置基準の緩和 等

外国人観光客倍增プラン



- ・CIQ業務への地方公共団体職員の派遣
- ・東アジア等外国人観光客の短期滞在に係る査証免除 等

活力ある農業・農村新生プラン



- ・農地転用許可権限の移譲
- ・環境に調和した農用地区域内農地での河畔林の整備 等

